

原管発官R 4第2 4 3号
令和5年1月31日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

福島第二原子力発電所3号発電用原子炉 廃止措置計画変更認可申請書
本文及び添付書類の一部補正について

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の34第3項において準用する同法第12条の6第3項の規定に基づき、令和4年12月2日付け、原管発官R 4第2 1 5号をもって申請しました福島第二原子力発電所3号発電用原子炉 廃止措置計画変更認可申請書の本文及び添付書類を下記のとおり一部補正いたします。

記

福島第二原子力発電所3号発電用原子炉 廃止措置計画変更認可申請書の本文及び添付書類を別添のとおり補正する。

以 上

別添

福島第二原子力発電所3号発電用原子炉 廃止措置計画変更認可申請書
(令和4年12月2日 原管発官R4第215号) 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																				
49	六 第6-2表 性能維持施設（3号及び4号炉共用又は1号、2号、3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備）	<p>第6-2表 性能維持施設（3号及び4号炉共用又は1号、2号、3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備）（5/9）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等 の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備（建屋）名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">放射線管理施設</td> <td rowspan="7">屋内管理用の主要な設備</td> <td>出入管理関係設備※1</td> <td>1式</td> <td>・位置：サーベイス建屋内、廃棄物処理建屋内、サイトバンカ建屋内 ・種類：プラスチックシンチレーション検出器</td> <td rowspan="7">放射線管理機能</td> <td rowspan="7">身体の表面汚染を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること 放射能測定ができる状態であること 線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること 線量当量、線量当量率及び表面汚染が測定できる状態であること 個人の内部被ばく及び外部被ばく線量を測定できる状態であること 放射線計測器の較正ができる状態であること</td> </tr> <tr> <td>試料分析関係設備※2</td> <td>1式</td> <td>・位置：サーベイス建屋内、廃棄物処理建屋内、事務建屋内 ・種類：Ge半導体スペクトロメータ、液体シンチレーションシステム、α/β線自動測定装置</td> </tr> <tr> <td>エリア放射線モニタリング設備（廃棄物処理建屋※1内、サイトバンカ建屋※2内及び使用済燃料輸送容器保管建屋※2内）</td> <td>10台</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>放射線サーベイ機器※2</td> <td>1式</td> <td>・位置：サーベイス建屋内内他 ・種類：円筒型電離箱（密封式）、^3He比例計数管、ZnS (Ag)シンチレーション検出器、シリコン半導体検出器、大面積端面形有機GM管</td> </tr> <tr> <td>個人管理用測定設備及び測定機器※2</td> <td>1式</td> <td>・位置：事務建屋内内他 ・種類：プラスチックシンチレーション検出器、公益財団法人日本適合性認定協会 (JAB)により認定を受けた受動形個人線量計</td> </tr> <tr> <td>放射線計測器の較正設備※1</td> <td>1式</td> <td>・位置：サーベイス建屋内内 ・種類：γ線照射装置</td> </tr> <tr> <td>放射線監視機能</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号及び4号炉共用 ※2：1号、2号、3号及び4号炉共用</p>	施設区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備（建屋）名称	維持台数	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	出入管理関係設備※1	1式	・位置：サーベイス建屋内、廃棄物処理建屋内、サイトバンカ建屋内 ・種類：プラスチックシンチレーション検出器	放射線管理機能	身体の表面汚染を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること 放射能測定ができる状態であること 線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること 線量当量、線量当量率及び表面汚染が測定できる状態であること 個人の内部被ばく及び外部被ばく線量を測定できる状態であること 放射線計測器の較正ができる状態であること	試料分析関係設備※2	1式	・位置：サーベイス建屋内、廃棄物処理建屋内、事務建屋内 ・種類：Ge半導体スペクトロメータ、液体シンチレーションシステム、 α/β 線自動測定装置	エリア放射線モニタリング設備（廃棄物処理建屋※1内、サイトバンカ建屋※2内及び使用済燃料輸送容器保管建屋※2内）	10台	既許認可どおり	放射線サーベイ機器※2	1式	・位置：サーベイス建屋内内他 ・種類：円筒型電離箱（密封式）、 ^3He 比例計数管、ZnS (Ag)シンチレーション検出器、シリコン半導体検出器、大面積端面形有機GM管	個人管理用測定設備及び測定機器※2	1式	・位置：事務建屋内内他 ・種類：プラスチックシンチレーション検出器、公益財団法人日本適合性認定協会 (JAB)により認定を受けた受動形個人線量計	放射線計測器の較正設備※1	1式	・位置：サーベイス建屋内内 ・種類： γ 線照射装置	放射線監視機能			<p>第6-2表 性能維持施設（3号及び4号炉共用又は1号、2号、3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備）（5/9）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等 の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備（建屋）名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">放射線管理施設</td> <td rowspan="7">屋内管理用の主要な設備</td> <td>出入管理関係設備※1</td> <td>1式</td> <td>・位置：サーベイス建屋内、廃棄物処理建屋内、サイトバンカ建屋内 ・種類：プラスチックシンチレーション検出器</td> <td rowspan="7">放射線管理機能</td> <td rowspan="7">身体の表面汚染を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること 放射能測定ができる状態であること 線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること 線量当量、線量当量率及び表面汚染が測定できる状態であること 個人の内部被ばく線量を測定できる状態であること 放射線計測器の較正ができる状態であること</td> </tr> <tr> <td>試料分析関係設備※2</td> <td>1式</td> <td>・位置：サーベイス建屋内、廃棄物処理建屋内、事務建屋内 ・種類：Ge半導体スペクトロメータ、液体シンチレーションシステム、α/β線自動測定装置</td> </tr> <tr> <td>エリア放射線モニタリング設備（廃棄物処理建屋※1内、サイトバンカ建屋※2内及び使用済燃料輸送容器保管建屋※2内）</td> <td>10台</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>放射線サーベイ機器※2</td> <td>1式</td> <td>・位置：サーベイス建屋内内他 ・種類：円筒型電離箱（密封式）、^3He比例計数管、ZnS (Ag)シンチレーション検出器、シリコン半導体検出器、大面積端面形有機GM管</td> </tr> <tr> <td>個人管理用測定設備及び測定機器※2</td> <td>1式</td> <td>・位置：事務建屋内内 ・種類：プラスチックシンチレーション検出器</td> </tr> <tr> <td>放射線計測器の較正設備※1</td> <td>1式</td> <td>・位置：サーベイス建屋内内 ・種類：γ線照射装置</td> </tr> <tr> <td>放射線監視機能</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号及び4号炉共用 ※2：1号、2号、3号及び4号炉共用</p>	施設区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備（建屋）名称	維持台数	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	出入管理関係設備※1	1式	・位置：サーベイス建屋内、廃棄物処理建屋内、サイトバンカ建屋内 ・種類：プラスチックシンチレーション検出器	放射線管理機能	身体の表面汚染を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること 放射能測定ができる状態であること 線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること 線量当量、線量当量率及び表面汚染が測定できる状態であること 個人の内部被ばく線量を測定できる状態であること 放射線計測器の較正ができる状態であること	試料分析関係設備※2	1式	・位置：サーベイス建屋内、廃棄物処理建屋内、事務建屋内 ・種類：Ge半導体スペクトロメータ、液体シンチレーションシステム、 α/β 線自動測定装置	エリア放射線モニタリング設備（廃棄物処理建屋※1内、サイトバンカ建屋※2内及び使用済燃料輸送容器保管建屋※2内）	10台	既許認可どおり	放射線サーベイ機器※2	1式	・位置：サーベイス建屋内内他 ・種類：円筒型電離箱（密封式）、 ^3He 比例計数管、ZnS (Ag)シンチレーション検出器、シリコン半導体検出器、大面積端面形有機GM管	個人管理用測定設備及び測定機器※2	1式	・位置：事務建屋内内 ・種類：プラスチックシンチレーション検出器	放射線計測器の較正設備※1	1式	・位置：サーベイス建屋内内 ・種類： γ 線照射装置	放射線監視機能			外部被ばくの線量管理を行う運用の変更に伴う、関連箇所の見直し
施設区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備			機能	性能				維持期間																																																														
		設備（建屋）名称	維持台数																																																																					
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	出入管理関係設備※1	1式	・位置：サーベイス建屋内、廃棄物処理建屋内、サイトバンカ建屋内 ・種類：プラスチックシンチレーション検出器	放射線管理機能	身体の表面汚染を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること 放射能測定ができる状態であること 線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること 線量当量、線量当量率及び表面汚染が測定できる状態であること 個人の内部被ばく及び外部被ばく線量を測定できる状態であること 放射線計測器の較正ができる状態であること																																																																		
		試料分析関係設備※2	1式	・位置：サーベイス建屋内、廃棄物処理建屋内、事務建屋内 ・種類：Ge半導体スペクトロメータ、液体シンチレーションシステム、 α/β 線自動測定装置																																																																				
		エリア放射線モニタリング設備（廃棄物処理建屋※1内、サイトバンカ建屋※2内及び使用済燃料輸送容器保管建屋※2内）	10台	既許認可どおり																																																																				
		放射線サーベイ機器※2	1式	・位置：サーベイス建屋内内他 ・種類：円筒型電離箱（密封式）、 ^3He 比例計数管、ZnS (Ag)シンチレーション検出器、シリコン半導体検出器、大面積端面形有機GM管																																																																				
		個人管理用測定設備及び測定機器※2	1式	・位置：事務建屋内内他 ・種類：プラスチックシンチレーション検出器、公益財団法人日本適合性認定協会 (JAB)により認定を受けた受動形個人線量計																																																																				
		放射線計測器の較正設備※1	1式	・位置：サーベイス建屋内内 ・種類： γ 線照射装置																																																																				
		放射線監視機能																																																																						
施設区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																																		
		設備（建屋）名称	維持台数																																																																					
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	出入管理関係設備※1	1式	・位置：サーベイス建屋内、廃棄物処理建屋内、サイトバンカ建屋内 ・種類：プラスチックシンチレーション検出器	放射線管理機能	身体の表面汚染を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること 放射能測定ができる状態であること 線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること 線量当量、線量当量率及び表面汚染が測定できる状態であること 個人の内部被ばく線量を測定できる状態であること 放射線計測器の較正ができる状態であること																																																																		
		試料分析関係設備※2	1式	・位置：サーベイス建屋内、廃棄物処理建屋内、事務建屋内 ・種類：Ge半導体スペクトロメータ、液体シンチレーションシステム、 α/β 線自動測定装置																																																																				
		エリア放射線モニタリング設備（廃棄物処理建屋※1内、サイトバンカ建屋※2内及び使用済燃料輸送容器保管建屋※2内）	10台	既許認可どおり																																																																				
		放射線サーベイ機器※2	1式	・位置：サーベイス建屋内内他 ・種類：円筒型電離箱（密封式）、 ^3He 比例計数管、ZnS (Ag)シンチレーション検出器、シリコン半導体検出器、大面積端面形有機GM管																																																																				
		個人管理用測定設備及び測定機器※2	1式	・位置：事務建屋内内 ・種類：プラスチックシンチレーション検出器																																																																				
		放射線計測器の較正設備※1	1式	・位置：サーベイス建屋内内 ・種類： γ 線照射装置																																																																				
		放射線監視機能																																																																						

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-10	添付書類六 1. 性能維持施設に必要な機能及び性能	<p>(4) 放射線管理施設</p> <p>(中略)</p> <p>c. 管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理</p> <p>廃止措置期間中も管理区域内で作業を行うため、放射線業務従事者個人の被ばくや汚染の確認及びエリア内の空気中の放射性物質濃度を確認する「放射線監視機能」及び「放射線管理機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p>当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) 放射能測定ができる状態であること</p> <p>(b) 線量当量，線量当量率及び表面汚染が測定できる状態であること</p> <p>(c) 個人の内部被ばく及び外部被ばく線量を測定できる状態であること</p> <p>(d) 放射線計測器の較正ができる状態であること</p> <p>(e) 身体の表面汚染を測定できる状態であること</p> <p>(f) 警報設定値において警報が発信できる状態であること</p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-11表に示す。</p> <p>(略)</p>	<p>(4) 放射線管理施設</p> <p>(中略)</p> <p>c. 管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理</p> <p>廃止措置期間中も管理区域内で作業を行うため、放射線業務従事者個人の被ばくや汚染の確認及びエリア内の空気中の放射性物質濃度を確認する「放射線監視機能」及び「放射線管理機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p>当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) 放射能測定ができる状態であること</p> <p>(b) 線量当量，線量当量率及び表面汚染が測定できる状態であること</p> <p>(c) 個人の内部被ばく線量を測定できる状態であること</p> <p>(d) 放射線計測器の較正ができる状態であること</p> <p>(e) 身体の表面汚染を測定できる状態であること</p> <p>(f) 警報設定値において警報が発信できる状態であること</p> <p><u>なお，個人の外部被ばくの線量管理を行う運用については，保安規定の品質マネジメントシステム計画に基づく下部規程に定める。</u></p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-11表に示す。</p> <p>(略)</p>	<p>外部被ばくの線量管理を行う運用の変更に伴う，関連箇所の見直し</p>